

1 市民に開かれた議会への取組

2 議論を尽くした合意形成への取組

3 市民の声を踏まえた政策形成への取組

4 時代の要請に応える機能強化への取組

5 その他の取組


議会の議決すべき案件の追加

- ・ 地方自治法で定める案件のほか、独自に案件を追加し、議会がより深く市政に関われるように！

10年前	現在
議会の議決すべき事件に関する条例 <ul style="list-style-type: none">・ 株式会社旭川振興公社の議決権の行使・ 定住自立圏形成協定の締結	議会の議決すべき事件に関する条例 <ul style="list-style-type: none">・ 株式会社旭川振興公社の議決権の行使・ 定住自立圏形成協定の締結・ <u>姉妹都市・友好都市の提携(追加)</u>
(従前は地方自治法に基づき総合計画の基本構想の策定義務があったが、平成23年に廃止された。)	まちづくり基本条例 <ul style="list-style-type: none">・ <u>総合計画の基本構想(追加)</u>

本会議・委員会の運営①

・ 質疑や質問は、論点を明確に、分かりやすく！

10年前	現在
<p>一括方式 全ての質問をまとめて行い、それに対してまとめて答弁する方法</p> <p>議員 まず、●●について…お聞きします。 次に、▲▲について…お聞きします。 次に、◆◆について…お聞きします。</p> <p>市長等 ●●については…です。 ▲▲については…です。 ◆◆については…です。</p>	<p>一問一答方式 質問を一問ずつ行い、それに対して答弁する方法</p> <p>議員 ●●について…お聞きします。</p> <p>市長等 ●●については…です。</p> <p>議員 具体的には、どういことですか。</p> <p>市長等 具体的な取組は、…です。</p> <p>議員 それは課題ではありませんか。</p> <p>市長等 今後…について検討します。</p> <p>※一括方式と一問一答方式のいずれかを議員が選択</p>
<p>—</p>	<p>反問権の付与</p> <p>議員 ○○について…お聞きします。</p> <p>市長等 反問します。質問の趣旨は何ですか。</p>
<p>演壇や議席から質疑・質問</p>	<p>質疑質問席を設置</p> 

本会議・委員会の運営②

- ・市民の目線で市政の監視と評価！
- ・よりよい施策となるよう積極提案！

どのようにして？

予算の修正、附帯決議、調査特別委員会の設置などの既存制度を徹底的に活用して、充実した議会運営を実現！

◆例えば（その1）

議会に提案権のない予算案について、議論を尽くした上で、議会が「予算の修正案」を提出して可決

※平成29年第2回臨時会における一般会計補正予算

◆例えば（その2）

議案を可決後、政策上配慮すべき事項を議会として取りまとめ、「附帯決議」として市長に提案

※議会基本条例制定後、現在までに10件の附帯決議を可決（令和2年8月現在）

◆例えば（その3）

市政の大きな課題については、特別委員会を設置して、慎重に調査
まちづくり調査特別委員会、総合計画調査特別委員会、市庁舎整備調査特別委員会、空港民間委託調査特別委員会、旭川大学の市立化等調査特別委員会

本会議・委員会の運営③

- ・ 議会は言論の場、議員同士で議論を尽くす！
- ・ 議員(委員)間討議をルール化！

◆例えば

新庁舎建設基本設計を策定中の平成28年度には、よりよい新庁舎とするためにはどうすればよいかをテーマに委員間討議(委員相互の自由闊達な話し合い)を行い、各委員の意見を集約し、委員会としての意見書を市長に提出。(P17参照)

なお、この取組について第13回マニフェスト大賞に応募し、成果賞の優秀賞候補に選ばれた。

※応募総数2,242件のうち成果賞の優秀賞候補23件の一つに選ばれた。

